

6 利用者負担を軽くする制度

高額介護(予防)サービス費

介護保険では、介護サービスを利用し、1か月の利用者負担額(食費・居住費(滞在費)は除く)が下記に示す上限を超えると、申請により超えた金額を、高額介護(予防)サービス費として支給する制度があります。ただし、世帯※)に複数のサービス利用者がいる場合は、上限額の適用が異なります。

対 象 者		利用者負担上限額 (月額)
生活保護受給者		15,000円(個人)
世帯全員が市民税非課税		24,600円(世帯)
市民税 課税世帯	・高齢福祉年金受給者 ・本人の前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計金額が82.65万円以下の人	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
	同一世帯内に前年の課税所得が380万円未満 (年収が約770万円未満)の65歳以上がいる世帯の人	44,400円(世帯)
	同一世帯内に前年の課税所得が380万円以上690万円未満 (年収が約770万円以上約1,160万円未満)の65歳以上がいる世帯の人	93,000円(世帯)
	同一世帯内に前年の課税所得が690万円以上 (年収が約1,160万円以上)の65歳以上がいる世帯の人	140,100円(世帯)

※「世帯」とは、住民票上の世帯で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

「課税年金収入額」及び「その他の合計所得金額」については、5頁の(ア) (イ)を参照してください。

高額医療合算介護(予防)サービス費

医療保険と介護保険の両方を利用して年間(8月から翌年7月)の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。

【自己負担限度額(世帯の年間限度額)】

所得区分 (後期高齢者医療加入者及び70～74歳)		後期高齢者医療制度 + 介護保険	国民健康保険 + 介護保険		所得区分 (70歳未満)	国民健康保険 + 介護保険
①低所得者	低所得Ⅰ(※2)	19万円	19万円	オ	市民税 非課税世帯	34万円
	低所得Ⅱ(※3)	31万円	31万円			
②一般(①③以外の人)		56万円	56万円	エ	判定所得(※1) 210万円以下	60万円
③現役並み 所得者	課税所得 145万円以上 (現役並みⅠ)	67万円	67万円	ウ	判定所得 210万円超 600万円以下	67万円
	課税所得 380万円以上 (現役並みⅡ)	141万円	141万円	イ	判定所得 600万円超 901万円以下	141万円
	課税所得 690万円以上 (現役並みⅢ)	212万円	212万円	ア	判定所得 901万円超	212万円

※ 総合事業によるサービス(指定事業者によるサービスのみの)についても、高額医療合算介護(予防)サービス費に相当する事業があります。

※1 判定所得は、同一世帯の被保険者全ての基礎控除後の総所得金額等の合算額。

※2 低所得Ⅰとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税でかつ各種収入から必要経費・控除(年金収入の控除は806,700円※控除額は令和8年8月に826,500円へ改正予定)を差し引いた所得がすべて0円となる世帯の方にあたります。また、介護サービスの利用者が複数いる世帯については、介護保険から支給される高額医療合算介護サービス費は低所得Ⅱの限度額で計算します。

※3 低所得Ⅱとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税世帯の方にあたります。

お問い合わせ お住まいの区の区役所国保年金課及び保健福祉課介護保険担当

食費・居住費（滞在費）の負担を軽くする制度

市民税世帯非課税等で介護保険施設・ショートステイを利用している人の食費・居住費（滞在費）は、申請により下記の額に軽減されます。

【利用者負担段階と負担限度額】

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件 (夫婦の場合)	負担限度額(1カ月あたり)	
			居住費(滞在費)	食費
第1段階	・生活保護受給者等 ・市民税世帯非課税(世帯分離している配偶者を含む)で、老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)	0円～ 約2万7,000円	約1万円
第2段階	世帯全員が市民税非課税(別世帯にいる配偶者を含む)で、本人の前年の「公的年金等収入額(非課税年金を含む)」と「その他の合計所得金額」の合計金額が82.65万円以下の人	650万円以下 (1,650万円以下)	約1万3,000円～ 約2万7,000円	約1万2,000円～ 約1万8,000円
第3段階 ①	世帯全員が市民税非課税(別世帯にいる配偶者を含む)で、本人の前年の「公的年金等収入額(非課税年金を含む)」と「その他の合計所得金額」の合計金額が82.65万円超120万円以下の人	550万円以下 (1,550万円以下)	約1万3,000円～ 約4万2,000円	約2万1,000円～ 約3万1,000円
第3段階 ②	世帯全員が市民税非課税(別世帯にいる配偶者を含む)で、本人の前年の「公的年金等収入額(非課税年金を含む)」と「その他の合計所得金額」の合計金額が120万円超の人	500万円以下 (1,500万円以下)	約1万6,000円～ 約4万5,000円	約4万1,000円～ 約4万3,000円

- ・「その他の合計所得金額」については、5頁の(イ)を参照してください。
- ・居住費(滞在費)の負担限度額は、居室の種類(多床室(相部屋)～ユニット型個室)によって異なります。
- ・食費は施設利用・ショートステイ利用で金額が異なります。
- ・上記以外の方は、施設との契約で定めた金額を支払います。

社会福祉法人による利用者負担の軽減

介護サービスの提供を行う社会福祉法人(当該軽減を行う旨を市に申し出た法人に限る)が、市民税世帯非課税の人のうち、収入や資産などが一定の要件を満たし、生計が困難な人に対して、利用者負担の軽減を行います。

対象となる施設とサービス

対象施設

社会福祉法人のうち、軽減を行う旨を市に申し出た法人

対象サービス

その法人が行う下記の介護保険サービス
[食費・居住費(滞在費)・宿泊費も含む]

- | | | |
|--------------|-----------------------|-------------------------------|
| ●介護老人福祉施設 | ●介護予防短期入所生活介護 | ●夜間対応型訪問介護 |
| ●訪問介護 | ●介護予防認知症対応型通所介護 | ●地域密着型介護老人福祉施設 |
| ●通所介護 | ●介護予防小規模多機能型居宅介護 | 入所者生活介護 |
| ●短期入所生活介護 | ●看護小規模多機能型居宅介護 | ●地域密着型通所介護 |
| ●認知症対応型通所介護 | ●定期巡回・随時対応型
訪問介護看護 | ●総合事業のうち、予防給付型の
訪問・通所型サービス |
| ●小規模多機能型居宅介護 | | |

軽減の対象者及び軽減内容

対象者	利用者負担軽減割合
老齢福祉年金受給者で一定の要件を満たす人等	50%
収入が年150万円以下の人で一定の要件を満たす人	25%

※生活保護受給者については、個室の居住費(ショートステイの滞在費を含む)のみ、利用者負担額の全額が軽減対象となります。

課税世帯における特例減額措置

市民税世帯課税の高齢者夫婦等で、一方が施設に入所したような場合に、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないよう、以下の要件にすべて該当する人は、申請により居住費、食費の負担を軽減する制度があります。※ただしショートステイ等については適用されません。

要件

- ・市民税課税者がいる高齢者夫婦等の世帯
- ・世帯の年間収入から施設の利用者負担等の見込額を差し引いた額が82.65万円以下
- ・世帯の預貯金等の額が450万円以下
- ・日常生活に供する以外に活用できる資産がない
- ・介護保険料の滞納がない

利用料の支払いでお困りの人へ

- 災害など特別な理由で、利用料の支払いが困難な人には、負担を軽くする制度があります。
- 決められた利用料や保険料を支払うと、著しく日常生活が困窮するような場合（境界層該当）には、負担を軽くする制度があります。

お問い合わせ
お申し込み

お住まいの区の区役所保健福祉課介護保険担当へ（P36参照）

「とびうめ@きたきゅう」への登録について

- 「とびうめ@きたきゅう」は、登録された方が受けた医療・介護・健診の情報の一部を、ネットワークを通じて医療機関などで共有（福岡県医師会の運用する「とびうめネット」を活用）することにより、適切で迅速な医療の提供とスムーズな入退院支援を情報面から支える取組です。これにより、登録された方の医療・介護・健診の情報が、「とびうめ@きたきゅう」に参加する医療機関などで24時間いつでも確認でき、例えば、

- (1) 緊急時に、登録した方の医療・介護・健診の情報が医療機関などにきちんと伝わることで適切で迅速な治療につながる
- (2) 病院、かかりつけ医、ケアマネジャーなどが連携して、退院に向けての丁寧なサポートを受けられるなどのメリットがあります。

※ご不明な点やご登録に関するご相談などは、下記のお問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

- 「とびうめ@きたきゅう」で共有される情報
 - ① 氏名・住所・生年月日・性別・緊急時の連絡先
 - ② 医療情報（かかりつけ医、病名、処方された薬など）
 - ③ 介護情報（要介護度、認定期間、担当ケアマネジャーの事業所名）
 - ④ 特定健診（メタボ健診）の結果 など

※医療・介護・健診の情報は基本的に自動更新
 ※②と④は、国民健康保険や後期高齢者医療制度等を利用した際の情報が対象
- 対象者は、北九州市民の方（持病の有無や、年齢は関係ありません）
- 費用（自己負担額）は、無料
- 登録申出書の受取、提出ができる場所は、各区役所の介護保険担当窓口・地域包括支援センター、社会福祉協議会、市民センター、かかりつけ医、居宅介護支援事業所、各在宅医療・介護連携支援センターなど



詳しくは
こちら



お問い合わせ 保健福祉局地域医療課 ☎ 093-582-2678